

申込期限＝5月18日(木)
必着
定員＝20人(申込多数の場合
は抽選)
【問い合わせ・申込先】
〒893 1603
鹿屋市串良町岡崎2496 1
県立串良商業高等学校
県民大学講座係
0994 63 2533

お知らせ

夜間・休日の納税及び納税相談

市では、夜間・休日の納税相談を実施します。
期間及び時間
期間＝
5月12日(金)～21日(日)時間＝
(平日・夜間) 17時～19時
(土・日) 9時～16時
受付場所＝市収納管理課(1階 番窓口)
市役所本庁舎正面地下入口からお入りください。
相談の際に持参するもの＝
印鑑、催告書、納税通知書等

【問い合わせ】
市収納管理課
0994 43 2111
内線3118・3123

暮らしの何でも行政相談所

無料の行政相談所を開設します。秘密は厳守されます。
日時＝5月16日(火) 10時～15時
場所＝山形屋1号館7階社交室
相談内容＝登記、税金、年金、保険、道路、福祉、賃金、労働条件、休暇、人権、交通安全など、主に国の行政に対する苦情や相談、要望に応じます。
【問い合わせ】
鹿児島行政評価事務所
0570 090110

65歳以上の方に対する市県民税の課税について

平成16年度及び平成17年度の税制改正により、平成18年度の課税分が以下のとおり変更されました。
老年者控除(480 000円)の廃止

65歳以上の方で、前年の合計所得金額が125万円(例：年金収入245万円)以下の方に対する非課税措置の廃止
平成17年1月1日現在において65歳以上の方で、前年の合計所得金額が125万円以下である場合は、市県民税所得割額を1/3、市県民税均等割を1,800円(市県民税1,000円、県民税800円)とする特例が適用されます。
【問い合わせ】
市民税課市民税係
0994 43 2111
内線3114

平成18年度特定計量器定期検査に伴う事前調査のお知らせ

「はかり」を商取引や病院等で使うには、都道府県の行う2年に1回の定期検査を受けなければなりません。また、定期検査に合格したものでないと商取引等に使用できません。
市では、県が実施する特定計量器の定期検査が平成18年7月に実施されるのに先立ち、市内の特定計量器についての事前調査を実施していま

す。取引・証明に使用する計量器を新たに備えた又は廃止したなど前回(平成16年度)の定期検査以降変更のある人はご連絡ください。
計量法第19条により特定計量器は2年ごとに検査を受けることが義務づけられています。
【問い合わせ】
市商工観光課商工振興係
0994 31 1121

農薬の使用にはこれまでに以上に注意してください

今年の5月29日、農薬等の残留基準を厳しく定めた「ポジティブリスト制度(全ての農薬や動物用医薬品等に残留基準を設け、基準を超えた食品は流通・販売が禁止される制度)」を含む改正食品衛生法が施行されます。今後は自分の作物だけでなく、風などで周りの作物に農薬がかからないよう注意する必要があります。
農薬を使うときは、次のことに注意しましょう。
風のあるときは散布を控える。

かけた作物以外に農薬がかからないよう注意する。農薬が外に飛び散らないよう、適正な圧力で適量な量を散布する。
前に使った農薬が残らないよう、タンクやホースはきれいに洗浄する。
散布する農薬の種類や散布の時期などについて近くの耕作者と連絡を取り合う。(収穫前のほ場の近くで散布するときは特に注意する。)

農薬を使うときには、容器に書いてある注意事項を必ず守る。
市場出荷のものだけでなく、家庭菜園などでできた作物を直売所等に出される方々も、この法律の対象となります。
詳細については、お問い合わせください。

【問い合わせ】
市農政課
0994 31 1117
各総合支所の産業振興課へも問い合わせできます。

土地区画整理事業の事業計画説明会を実施

事業名称
鹿屋都市計画事業打馬・王子・下被川土地区画整理事業
施行地区＝鹿屋市打馬一丁目、二丁目、王子町、下被川町、西被川町の各一部
説明会

日時	場所
5月8日(月) 14時～17時	打馬公民館
5月10日(水) 14時～17時	打馬公民館
5月12日(金) 14時～17時	王子公民館
5月15日(月) 14時～17時	下方限消防会館
5月17日(水) 14時～17時	西被川集落センター

【問い合わせ】
市都市政策課
0994 31 1130

地上デジタルテレビ放送への移行に便乗した架空請求にご注意
地上デジタルテレビ放送(以下、「地上デジタル放送」という)への移行作業が、2011年を目途に、地域ご

とに段階的に行われていきますが、この地上デジタル放送への移行に便乗し、国や自治体等を装って請求書を送りつけるなどの架空請求が発生しています。
一般の家庭の場合、移行作業は無料です。また、移行作業の際、他の電器製品などの購入を勧めることもありま

せん。
この移行作業で訪問する者は、必ず腕章を付け、テレビ受信対策員証を持っていますので、必ず確認してください。
もし不審な請求などがありましたら、市民総合相談室へご相談ください。

宮崎・鹿児島地域受信対策センター
0120 550 142
市民総合相談室
0994 31 1169

高隈グリーンカンントリーをご利用ください

開設期間＝4月1日～12月25日
施設＝大型バンガロー(約40人収容可能)
利用料
宿泊＝1人630円

休憩＝1人210円
利用時間
宿泊＝午後3時～翌日午前10時
休憩＝宿泊時間以外の時間

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、高隈グリーンカンントリー使用料の徴収を委託したので、同条第2項により公表します。
委託者＝鹿屋市上高隈町1910番地 山中 登
期間＝平成18年4月1日～12月31日

【問い合わせ・申込先】

市商工観光課
0994 31 1121



公園の使用料の徴収委託者の紹介

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、施設の使用に係る使用料徴収を左表の者に委託したので、同条第2項により公表します。
施設名及び委託先

施設名	場所	委託者
被川公園	被川町 4386 番地	被川町 4090 番地 矢野 五雄
笠之原公園	笠之原町 1167 番地	笠之原町 1009 番地 串田 輝男
東原公園	東原町 6013 番地 4	東原町 7074 番地 竹川 鉄舟
川東多目的運動広場	川東町 8317 番地 1	川東町 8436 番地 8 久木田 三郎
西俣運動広場	飯隈町 2889 番地 1	飯隈町 2983 番地 1 福岡 卓二
大始良運動広場	大始良町 526 番地	大始良町 2869 番地 赤瀬川 智
田崎中央公園	川西町 3593 番地	川西町 3610 番地 10 前村 隆幸

期間＝平成18年4月1日～平成19年3月31日

新鹿屋市誕生記念式典を開催

新「鹿屋市」の誕生を記念して、記念式典を開催します。
日時＝平成18年5月21日(日) 午前9時30分～
場所＝霧島ヶ丘公園ステージ
内容＝合併功労者表彰、未来へのメッセージ など

【問い合わせ】市地域政策課地域政策係 0994-31-1154



【問い合わせ】

市公園課
0994 31 1148